街づくりニュース

平成30年12月発行:世田谷区砧総合支所街づくり課

N 3



祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区

地区計画等を決定しました

日頃より、世田谷区の街づくりにご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

世田谷区では、小田急線祖師ヶ谷大蔵駅南側の祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区において、防災機能の向上や住環境の保全、住宅地と商業地が調和した安全で暮らしやすい市街地の形成を図るため、平成24年から地区計画策定に向け取り組んでおります。

このたび、これまで地区の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、**祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地 区計画の決定・告示**及び関連する都市計画等の変更・告示を行いました。

なお、用途地域に関しては、東京都が変更・告示を行いました。

決定/変更·告示

平成30年12月21日

【決定・告示】

●祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区計画

【変更·告示】

- ○祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区地区街づくり計画
- ●砧八丁目城山通り沿道地区地区計画
- ○砧八丁目城山通り沿道地区地区街づくり計画
- ●高度地区
- ●用途地域(東京都決定)

●: 都市計画

○:世田谷区街づくり条例に基づく計画



祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区計画の区域内で 平成31年1月20日(地区計画の告示日の30 日後)以降に建築行為等を行おうとする場合は、建築行為等に着手しようとする30日前かつ建築確認申請の前までに砧総合支所街づくり課へ届出が必要となります。

詳しくは8ページの問い合わせ先までお問い合わせください。



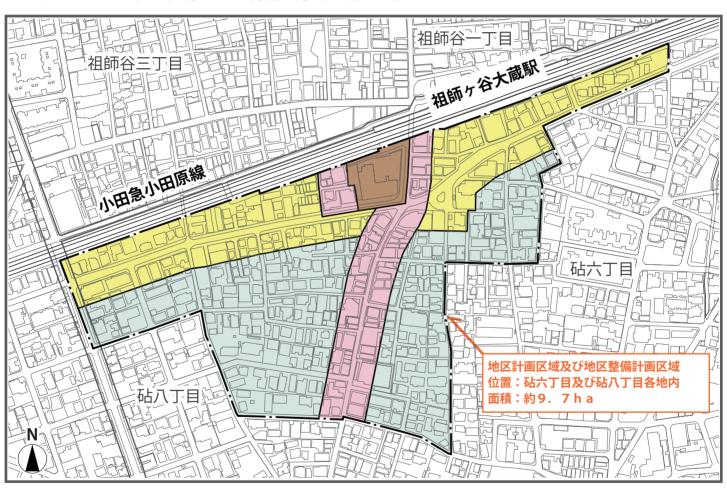
祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区計画の概要

地区計画の目標

- 1 住宅・商業・業務が調和した安全で暮らしやすいみどり豊かな市街地の形成
- 2 防災機能の向上と良好な住環境の保全及び形成
- 3 歩行者や買い物客の安全性と利便性を高め、地域に密着した活力ある商店街の形成

土地利用の方針

住宅地と駅周辺及び商店街通りの商業地が調和した、安全で暮らしやすい市街地の形成を図るため、次のように地区を区分し土地利用の方針を定めた。



住宅地区

主に低層住宅により市街地を形成する地区として、防災機能の向上と良好な住環境の保全を図る。

商業・業務地区

ゆとりある歩行・買い物空間の創出により、商 業環境が充実した活力ある商店街の形成を図る。

住宅・商業・業務共存地区

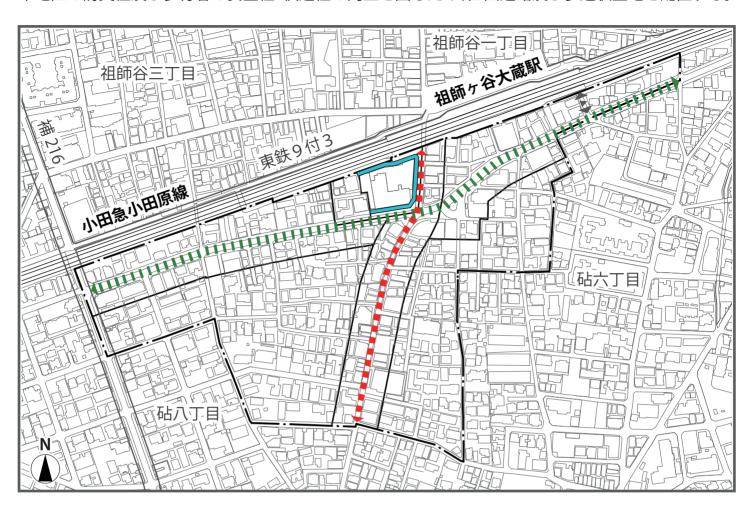
住宅地の住環境の保全に配慮しながら、住宅・商業・業務が調和した市街地の形成を図る。

再開発事業地区

土地の高度利用を図りつつ、周辺環境と調和した 街並み形成を図る。

地区施設の整備の方針

本地区の防災性及び歩行者の安全性・快適性の向上を図るため、区画道路及び歩道状空地を配置する。



凡例	名称	幅員	延長	備考
()	区画道路1号(祖師谷通り)	7 m	約 300m	拡幅
(AAA)	区画道路2号	9 m	約 30m	既存
(IIIII)	区画道路3号(城山通り)	6 ∼ 12m	約 650m	既存
	歩道状空地	4 m	約 160m	既存

その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針

- 1 建物が密集した区域では、建物の共同化による不燃化や空地の創出等を促進するとともに、周辺の住環境と調和したものとする。
- 2 無電柱化を可能なところから推進する。
- 3 建築物の敷地内では、既存樹木の保全に努めるとともに、敷地内緑化などにより、新たな緑化 の創出に努める。
- 4 地区内では、建築物の敷地内に、浸透地下埋設管、浸透ます、透水性舗装、浸透側溝、貯留施設など、雨水の河川等への流出を抑制するための施設の整備を促進し、浸水被害の防止に努める。

①建築物等の用途の制限

周辺の住環境に配慮しながら、店舗等の連続性 を確保し、賑わいのある魅力的な商業環境の形 成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。

共 商 再

風俗営業法に定めるラブホテル、アダルトショップ等は建築してはならない。

商再

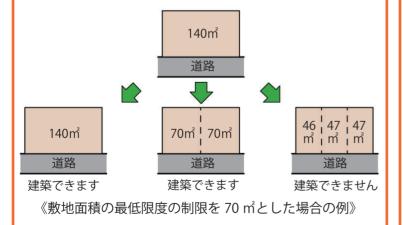
区画道路1号(祖師谷通り)に面する建築物の 1階部分(区画道路1号(祖師谷通り)に面す る部分に限る。)の用途は住宅等としてはなら ない。(住宅等の出入口等は除く)

②建築物の敷地面積の最低限度

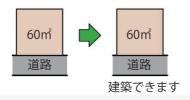
敷地の細分化を防止し、住環境の保全を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。

共再

住宅・商業・業務共存地区は 70 ㎡、再開発事業地区は 200 ㎡とする。



※地区計画の告示日時点で最低限度に満たない敷地 は、新たに分割しない限り建替え可能です。

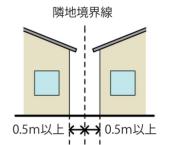


③壁面の位置の制限

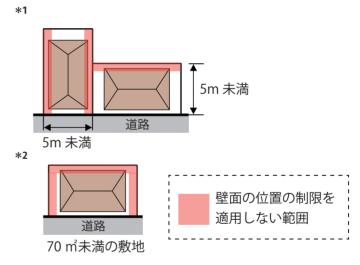
ゆとりのある街並みの形成、通風・採光の確保、 延焼の防止など、良好な住環境の保全及び安全 でゆとりある歩行・買い物空間の確保並びに賑 わいのある魅力的な商業環境の形成を図るた め、壁面の位置の制限を定める。

住

建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から隣 地境界線までの距離は 0.5m以上とする。



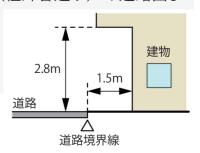
ただし、地区計画の告示日において現に存する 敷地で、面する敷地境界線相互の水平距離が 5m 未満となる隣地境界線に係る部分*1又は敷地面 積が 70 ㎡未満の敷地*2については適用しない。



商

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から区画 道路1号(祖師谷通り)の道路境界線までの距 離は、区画道路1号(祖師谷通り)の道路面よ

り高さ 2.8m以下の 部分にあっては 1.5 m以上とする。



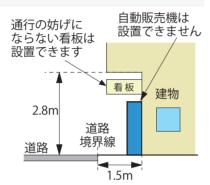
④壁面後退区域における工作物の設置の 制限

安全でゆとりある歩行・買い物空間の確保、賑わいのある魅力的な商業環境の形成を図るため、 壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。

商

壁面の位置の制限として定められた限度の線と 道路境界線との間の土地の区域には、道路面か ら高さ 2.8m以下の部分に通行の妨げとなる工

作物を設置しては ならない。ただし、 可動できるもの及 び公益上必要なも のについては適用 しない。



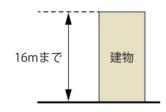
壁面の位置の制限を受ける区域

5建築物等の高さの最高限度

地区の特性に応じた街並みの形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。

共

建築物等の高さの最高 限度を 16mとする。



地区区分の凡例

住 住宅地区

共住宅・商業・
業務共存地区

商商業・業務地区

再 再開発事業地区



6建築物等の形態又は色彩その他の意匠 の制限

良好な街区景観の保全及び形成、安全でゆとり ある歩行・買い物空間の確保を図るため、建築 物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定め る。

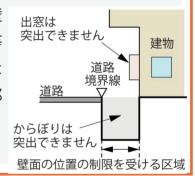
住井商用

建築物等の形態、色彩、意匠は、周囲の景観と調和したものとする。

屋外広告物等の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとし、光源を設置する場合、周辺環境に配慮したものとする。また、腐朽、腐食又は破損しやすい材料を使用してはならない。

出窓、階段、からぼり(ドライエリア)その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規

定により建築物の外壁 又はこれに代わる柱等 を設けることができな いこととなる敷地の部 分に、突出する形状と してはならない。



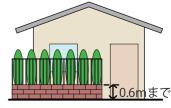
⑦垣又はさくの構造の制限

みどり豊かな街並みの形成と防災機能の向上を 図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。

住は井田商田再

道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣 又はフェンス等に沿って緑化したものとする。 ただし、高さが 0.6m以下の部分については適 用しない。

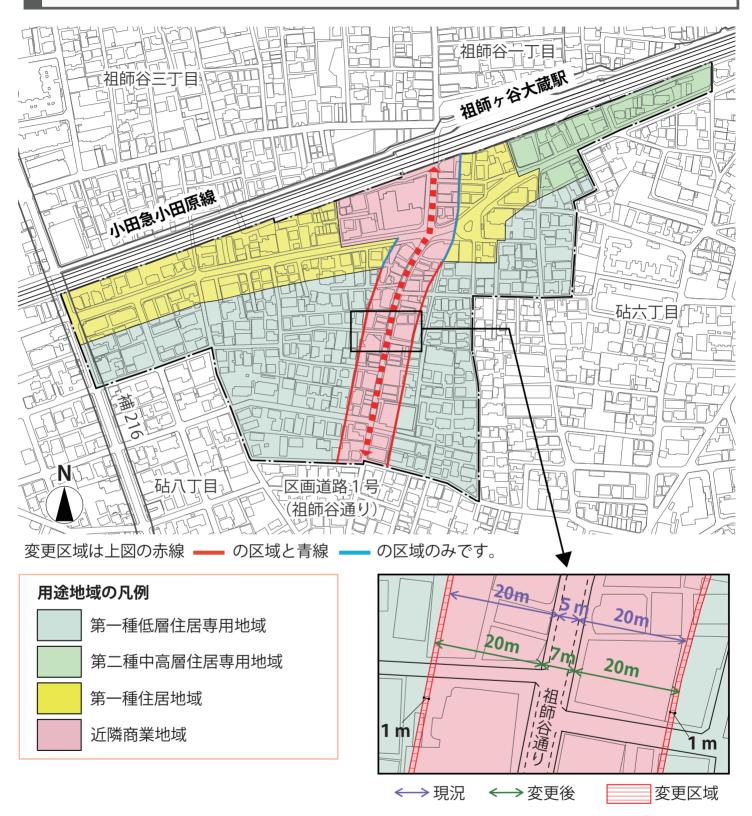




フェンス等に沿って緑化

関連する都市計画等の変更の概要

用途地域・高度地区の変更



近隣商業地域の区域が変更となりました。現況は拡幅前の祖師谷通りの道路境界線から 20m の範囲が近隣商業地域となっています。祖師谷通りの幅員を 5mから 7mに拡幅するため、近 隣商業地域の区域は拡幅後の道路境界線から 20mとなり、現況より 1mずつ広くなりました。

※用途地域に関しては、東京都で変更を行いました。

用途地域の変更に伴い、建ペい率と容積率、高度地区等も変更となりました。

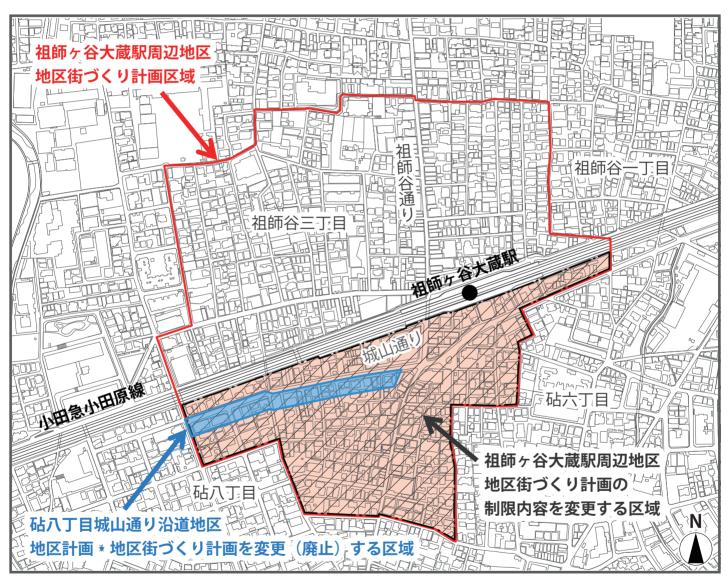
用途地域変更区域 A(— の区域) の変更内容

用途地域変更区域 B(— の区域) の変更内容

	現況	変更後
用途地域	第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
建ぺい率	50%	80%
容積率	100%	300%
高度地区	第一種高度地区	第三種高度地区

	現況	変更後
用途地域	第一種住居地域	近隣商業地域
建ぺい率	60%	80%
容積率	200%	300%
高度地区	45m第二種高度地区	第三種高度地区

砧八丁目城山通り沿道地区地区計画・地区街づくり計画の変更(廃止)及び 祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区地区街づくり計画の変更



祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区の地区計画策定に伴い、既に定められている地区計画及び地区街づくり計画について、必要な変更を行いました。

- ・新たな地区計画の策定に伴い、砧八丁目城山通り沿道地区地区計画及び地区街づくり計画を 変更(廃止)しました。
- ・祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区地区街づくり計画は、小田急線の南側の地区において、新たに策定される地区計画と同内容に変更しました。

なお、小田急線の北側の地区において、制限内容の変更はありません。

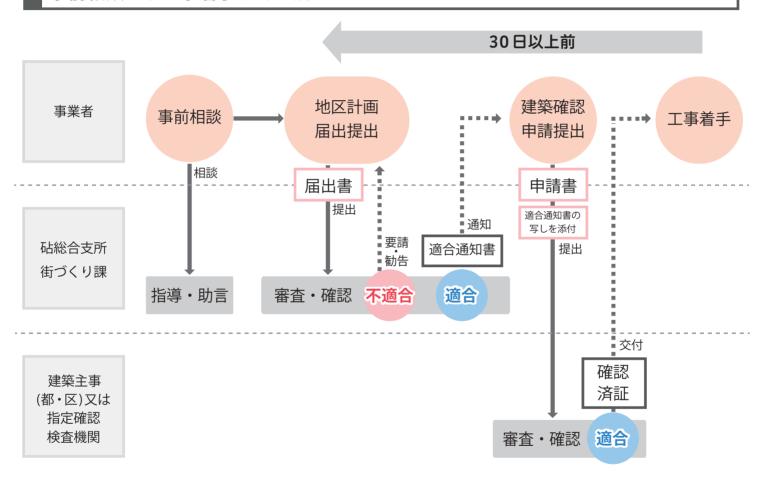
届出に関するご案内

届出が必要な建築行為等

地区計画区域内で、以下の建築行為等に着手する30日以上前かつ建築確認申請の前までに、砧総合支所街づくり課へ『地区計画の区域内における行為の届出書』の提出が必要です。

- ○土地の区画形質の変更
- ○建築物の建築又は工作物の建設
- ○建築物等の用途の変更
- ○建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

事前相談から工事着手までの流れ



問い合わせ先



世田谷区 砧総合支所 街づくり課(担当:大橋、南、成岡、髙野)

〒157-8501 世田谷区成城六丁目2番1号

電話:03-3482-2594 FAX:03-3482-1471

HP: 祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区計画

検索

- ※地区計画の届出に必要な書類や手続きの流れについては、区 のホームページに掲載しております。
- ※地区計画の区域内における行為の届出の他に、法令上届出等が必要な場合がございますので、お早めにご相談ください。